

丸亀市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した財政援助団体への監査結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成27年3月24日

丸亀市監査委員 三 谷 英 昭

丸亀市監査委員 三 宅 真 弓

監査対象団体 丸亀市学校給食会

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 平成 25 年度及び平成 26 年度（平成 26 年 7 月 31 日現在）に支出した「丸亀市学校給食会」への補助金にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 26 年 8 月 22 日から 9 月 11 日
- 4 監査執行日 平成 26 年 9 月 12 日
- 5 補助金の概要

補助金等の名称	補助金等の額	
	平成 25 年度	平成 26 年度
丸亀市学校給食会運営補助金	9,268,000 円	9,242,000 円
所管課	教育部学校給食センター	

※平成 25 年度は決算額、平成 26 年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

学校給食法の趣旨に基づき、学校給食事業の円滑な運営及び充実発展に協力し、もって丸亀市における教育の振興に寄与することを目的とする。

(2) 事業

- ① 学校給食物資の調達に関する事業
- ② 学校給食実施園・校への給食費の請求・確認及び経理並びに検討・決定に関する事業
- ③ 学校給食の充実発展に関する事業
- ④ その他本会の目的を達成するために必要なこと。

(3) 事務所の所在地

丸亀市飯山町東坂元 2065 番地 1 丸亀市中央学校給食センター内

(4) 構成

学校給食を実施している丸亀市立の幼稚園及び学校、丸亀市 P T A 連絡協議会並びに関係行政機関

(5) 会議

役員会、評議会

(6) 役員

会長 1 名、副会長 3 名以内、常務理事 1 名、理事 12 名以内、監事 3 名以内

7 監査方法

丸亀市学校給食会への平成 25 年度及び平成 26 年度（平成 26 年 7 月 31 日現在）に丸亀市から受けた補助金にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

- 給食費の未納分のうち時効となったものを欠損処理する時は、決裁を取ったうえで調定額の減額処理をすること。また、同債権の時効を防ぐためにも時効の中断の手続きなどを取るようし、学校、教育委員会とも協力して滞納の防止に努めること。
- 給料は月給制であり、丸亀市の一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例を準用するのであれば付加手当を支給することはできないが、支給するのであれば丸亀市学校給食会の職員の勤務条件に関する規程を見直すこと。
- 年度途中で雇用通知書の内容が変更になった時は、新たな雇用通知書を交付すること。
- 丸亀市学校給食会事務局は、丸亀市中央学校給食センターの一部を事務スペースとして使用しているため、行政財産目的外使用許可申請を提出すること。

II 検討すべき事項（意見）

- 給食費支払準備資金の使い道については、教育委員会内でも検討し、役員会に諮って決めていただきたい。

監査対象団体 丸亀市文化協会

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 平成 25 年度及び平成 26 年度(平成 26 年 7 月 31 日現在)に支出した「丸亀市文化協会」への補助金にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 26 年 8 月 22 日から 9 月 11 日
- 4 監査執行日 平成 26 年 9 月 12 日
- 5 補助金の概要

補助金等の名称	補助金等の額	
	平成 25 年度	平成 26 年度
文化協会育成補助金	2,800,000 円	2,800,000 円
文化協会運営補助金	1,678,000 円	1,678,000 円
所管課	産業文化部文化観光課	

※平成 25 年度は決算額、平成 26 年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

健全な郷土文化の創造発展と水準の向上推進に努め、合わせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(2) 事業

- ① 郷土文化の開発、調査、研究、継承に関すること。
- ② 文化的施設の拡充、整備に関すること。
- ③ 文化関係事業の企画、開催に関すること。
- ④ 会報、機関紙、研究記録などの印刷刊行に関すること。
- ⑤ その他協会の目的達成に必要なこと。

(3) 事務所の所在地

丸亀市大手町二丁目 3 番 1 号 丸亀市産業文化部文化観光課内

(4) 組織

丸亀市内における文化団体でこの協会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

(5) 会議

総会、実行委員会

(6) 役員

会長 1 名、副会長 3 名、書記 1 名、会計 1 名

7 監査方法

丸亀市文化協会への平成 25 年度及び平成 26 年度(平成 26 年 7 月 31 日現在)に丸亀市から受けた補助金にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

- 会費の入金について、会費を現金で預ってから通帳に入金されたのが 3 ヶ月を過ぎたものがあったが、預かったお金は速やかに通帳へ入金すること。
- 予算流用の手続きや支出何兼支出票の決裁権限についての運用規程を整備すること。

II 検討すべき事項（意見）

- 丸亀市文化協会事業奨励費の交付手続きについて、要項では総会終了後に交付決定することとされているが、現在の事務手続きでは理事会の承認後に交付しているため、現在の要項どおりとするか要項を改正し、理事会の承認後に交付決定するか検討していただきたい。

監査対象団体 丸亀市老人クラブ連合会

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 平成 25 年度及び平成 26 年度（平成 26 年 7 月 31 日現在）に支出した「丸亀市老人クラブ連合会」への補助金にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 26 年 8 月 29 日から 9 月 18 日
- 4 監査執行日 平成 26 年 9 月 19 日
- 5 補助金の概要

補助金等の名称	補助金等の額	
	平成 25 年度	平成 26 年度
丸亀市老人クラブ連合会運営補助金	9,461,100 円	10,062,000 円
所管課	健康福祉部 高齢者支援課	

※平成 25 年度は決算額、平成 26 年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

老人福祉法の理念に基づき、老人クラブ育成指導と連絡調整をはかり、もって老人クラブの組織的活動を促進し、地域老人の福祉増進を推進することを目的とする。

(2) 事業

- ① 老人福祉思想の普及
- ② 老人クラブの育成及び指導
- ③ 老人クラブ相互の連絡調整
- ④ 老人福祉に関する調査研究
- ⑤ 老人の保健と福祉の増進に必要な事業
- ⑥ その他本会の目的達成に必要と認める事業

(3) 事務所の所在地

丸亀市大手町二丁目 3 番 1 号 丸亀市健康福祉部高齢者支援課内

(4) 組織

丸亀市内の老人クラブをもって組織する。

(5) 会議

総会及び役員会並びに理事会

(6) 役員

会長 1 名、副会長 4 名、理事若干名、専務理事 1 名、会計 1 名、監事 3 名

7 監査方法

丸亀市老人クラブ連合会への平成 25 年度及び平成 26 年度（平成 26 年 7 月 31 日現在）に丸亀市から受けた補助金にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証

抛書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

- 予算額が不足する場合は、理事会等の了承をとったうえで流用票を作成し、会長の決裁を取り、予算額を増額すること。
- 会計は現金主義会計なので、会費と助成金を差し引きして差額を支払うのではなく、それぞれ会費は収入として入金し、助成金は支出として支払うこと。
- 丸亀市老人クラブ連合会事務局は、丸亀市健康福祉部高齢者支援課内の一部を事務スペースとして使用しているので、行政財産目的外使用許可申請を提出すること。

II 検討すべき事項（意見）

- 助成金の算定について、合併前の旧自治体毎に基準が異なっているので、協議して統一していただききたい。
- 慶弔費を支出するのであれば、慶弔規程を定めていただききたい。
- 立替払いによる支出が見受けられるが、できる限り立替払いを行わないようにしていただききたい。

監査対象団体 ふれあい城坤

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 平成 25 年度及び平成 26 年度(平成 26 年 7 月 31 日現在)に支出した「ふれあい城坤」への補助金及び城坤コミュニティセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 26 年 8 月 29 日から 9 月 18 日
- 4 監査執行日 平成 26 年 9 月 19 日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金	
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。	
交 付 額	平成 25 年度	2,728,900 円
	平成 26 年度	2,839,700 円
名 称	丸亀市コミュニティまちづくり補助金	
交 付 根 拠	丸亀市コミュニティまちづくり補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域の特色を活かしたコミュニティによるまちづくりを推進するため、地区コミュニティが自主的に策定したまちづくりに関する計画に基づいて実施する事業に対して、その経費の一部を予算の範囲内で補助する。	
交 付 額	平成 25 年度	61,000 円
名 称	丸亀市城坤コミュニティセンター指定管理委託料	
指定管理委託料	平成 25 年度	6,242,186 円
	平成 26 年度	6,456,000 円
所 管 課	生活環境部市民活動推進課	

※平成 25 年度は決算額、平成 26 年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

城坤地区住民の自主性と相互の信頼に基づく生活共同体として、快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活を目指して、心ふれあう住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(2) 事業

- ① 啓発活動の積極的推進
- ② 地域環境改善の意識の向上と対策の推進
- ③ 社会福祉の増進及びコミュニティづくり

- ④ 教育文化活動と健全な青少年育成の推進
- ⑤ 生活改善及び保健栄養思想の普及
- ⑥ 体力の維持増進を図る諸活動の推進
- ⑦ ふれあいを深める活動の推進
- ⑧ その他、本会の目的達成に必要な事項

(3) 事務所の所在地

丸亀市今津町 283 番地 丸亀市城坤コミュニティセンター内

(4) 会員

城坤地域内の住民及び関係諸機関並びに諸団体

(5) 会議

総会、役員会、部会、委員会及び特別委員会

(6) 役員

会長 1 名、副会長若干名、事務局長 1 名、会計 1 名、書記 1 名、監査 2 名、幹事若干名

7 監査方法

地区コミュニティ『ふれあい城坤』への平成 25 年度及び平成 26 年度(平成 26 年 7 月 31 日現在)補助金及び城坤コミュニティセンター指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金及び指定管理委託料に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

(1) 補助金に関する事項

- 体育部会でバスハイクをした際に、掛かった経費から参加者負担金を除いた額を支出していたが、総計予算主義に基づき収入と支出を区別して記載すること。
- まちづくり事業費は予備費から直接別会計に全額を支出していたが、コミュニティの事業として行うとのことなので、新たな支出事業費目を作り予備費から充用するか、補正予算等で収入・支出を追加した上で支出すること。

(2) 指定管理委託料に関する事項

- 収入について、平成 25 年度施設利用料未納分を平成 26 年度歳入として処理して

いた。また、支出について、平成 26 年 4 月購入の消耗品を平成 25 年度予算で執行していた。共に適切な予算年度分として処理すること。

- インターネット使用料の支払いにあたって、指定管理会計の通帳ではなく別通帳から毎月口座引き落としをされていたが、指定管理会計の通帳から直接口座引き落としをすること。
- 自動血圧計の記録用紙の購入代は、指定管理会計から支出されているがコミュニティ会計から支払うこと。

監査対象団体 栗熊コミュニティ

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 平成 25 年度及び平成 26 年度(平成 26 年 7 月 31 日現在)に支出した栗熊コミュニティへの補助金及び栗熊コミュニティセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 26 年 8 月 29 日から 9 月 18 日
- 4 監査執行日 平成 26 年 9 月 19 日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金	
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。	
交 付 額	平成 25 年度	1,146,500 円
	平成 26 年度	1,148,100 円
名 称	丸亀市コミュニティまちづくり補助金	
交 付 根 拠	丸亀市コミュニティまちづくり補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域の特色を活かしたコミュニティによるまちづくりを推進するため、地区コミュニティが自主的に策定したまちづくりに関する計画に基づいて実施する事業に対して、その経費の一部を予算の範囲内で補助する。	
交 付 額	平成 25 年度	80,000 円
	平成 26 年度	300,000 円
名 称	丸亀市栗熊コミュニティセンター指定管理委託料	
指定管理委託料	平成 25 年度	7,416,637 円
	平成 26 年度	7,542,000 円
所 管 課	生活環境部市民活動推進課	

※平成 25 年度は決算額、平成 26 年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

栗熊地区住民の自主性と、相互の信頼感に基づく生活共同体として、快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活をめざして、心触れ合う住みよい豊かな町づくりを推進することを目的とする。

(2) 事業

- ① 啓発活動の積極的推進
- ② 健康づくり運動及びレクリエーションの推進
- ③ 生活改善及び保健衛生思想の普及と推進

- ④ 地域環境対策推進と地域文化の向上
- ⑤ 社会福祉の増進及びコミュニティづくり
- ⑥ 教育文化活動と健全な青少年育成の推進
- ⑦ 自治会、関係機関、団体との連絡、運営、調整及び諸事業に対する協力
- ⑧ 栗熊コミュニティセンターの指定管理業務
- ⑨ 前各号のほか本会の目的達成のために必要な事項

(3) 事務所の所在地

丸亀市綾歌町栗熊西 1638 番地 1 丸亀市栗熊コミュニティセンター内

(4) 会員

栗熊小学校区内の住民及び地域関係諸機関並びに栗熊地区諸団体

(5) 会議

総会、役員会、部会

(6) 役員

会長 1 名、副会長 2 名、部会長各 1 名、副部会長各 1 名、会計 1 名、書記 1 名、
監事 2 名

7 監査方法

地区コミュニティ『栗熊コミュニティ』への平成 25 年度及び平成 26 年度(平成 26 年 7 月 31 日現在)補助金及び栗熊コミュニティセンター指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金並びに指定管理委託料に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

(1) 指定管理委託料に関する事項

- コピー代の収入票には収入先の記載をすること。
- 貯水槽の清掃契約は契約期間が自動延長の規定になっているが、後年度予算の裏づけが無いので、単年度契約とし期間満了毎に新たな契約を締結すること。
- 消防用設備保守点検業務委託契約書で、契約対象設備主要機器名および数量の欄が空欄になっていたのを、記載しておくこと。
- 指定管理会計で購入した備品は、市の基準に従い備品台帳を作成すること。
- 平成 26 年 3 月分の暖房使用料等が平成 26 年度歳入として処理されていたので、

早めに入金してもらい適切な会計年度分として処理すること。

II 検討すべき事項（意見）

（1）指定管理委託料に関する事項

- シルバー人材センターと業務委託契約をしているが、業務を行う人に所長等が直接指示するのであれば、委託契約ではなく派遣契約となるので、その違いを念頭に入れた上で、次年度は契約していただきたい。